

# 木津川市公立保育所民営化等実施計画（案） 概要版

## 1. はじめに

木津川市では、平成27年3月に「木津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、より一層子どもを育てやすい環境づくりを推進しています。この計画では、「育てよう未来にはばたく子どもたち」～子育て支援No.1のまちを築こう～を基本理念に、子どもが心豊かにたくましく育つための環境づくりを進めています。このたび、この計画に示されている多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応できるよう、公立保育所の民営化の円滑な推進を図るため「木津川市保育所民営化等実施計画（案）」を取りまとめました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「第2次木津川市行財政改革大綱」に定める重点改革項目における公共施設の民営化の推進の観点と平成27年3月に策定した「木津川市子ども・子育て支援事業計画」に定める計画内容の実現に向け、「木津川市待機児童の解消対策等ガイドライン」（平成24年改訂版）を基に公立保育所の民営化について、より具体に民営化推進を図るために本計画を策定するものです。

## 3. 民営化の基本的な考え方

本市の保育所等の運営は、都市化等に伴い増加する保育需要や多様化する保育ニーズに適かつ柔軟に対応することが求められており、市の責任を果たしつつ、民設民営方式の保育所や幼保連携型認定こども園等の誘致、公立保育所の民設民営方式への移行等の取り組みを推進することが必要となっています。特に保育所等の民設民営方式での運営は、保育需要や保育ニーズの変化に柔軟に対応でき、独創的かつ創意工夫ある運営についても期待でき、保育サービスを充実できる有効な手段であり、国庫補助金等の支給対象となる同方式で保育所等を運営することは、限られた財源の中で保育サービスの充実を図れることから、今後、公立保育所、私立保育所の持つそれぞれの特色を活かし、市内の全ての園がそれぞれの機能を十分に發揮して保育事業を実施し、子育て環境の充実や保育の質の向上に努めるとともに、公立保育所の民営化の実施にあたっては、運営主体の変更による子どもへの影響について十分配慮した上で円滑に進めます。

## 4. 公立保育所民営化の手法

### (1) 保育所等の運営方式

新しく開所する保育所等の運営方式を民設民営方式とし、公設公営・公設民営方式で運営している保育所については、民間事業者による柔軟な運営、自主性、経営の継続性、安定性、本市の財政面や人的効果などを考慮し、私立保育所として設置主体も運営主体も民間事業者に移行する民設民営方式へ計画的に移行を進めます。ただし、公立保育所は、保育事業の他、すべての子どもたちを支援する拠点としての機能も有することから、公で担う役割・状況等を踏まえ一部は存続します。

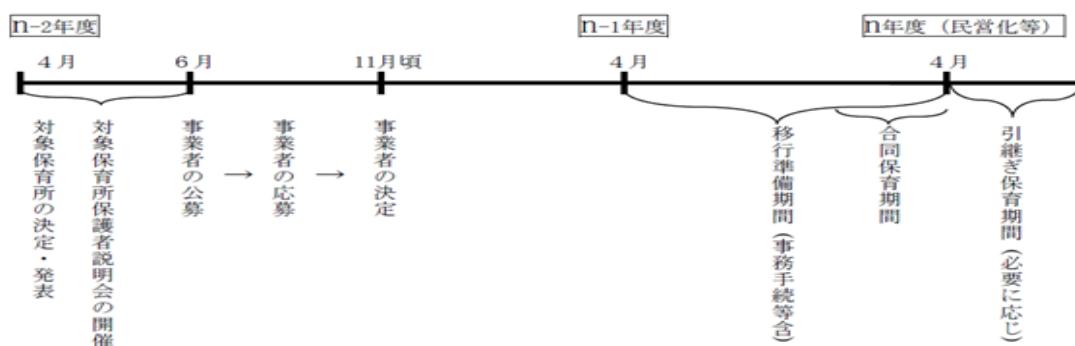
### (2) 公立保育所民営化後の運営主体

民営化後の運営主体は、保育所の運営に実績があり、保育内容の継続、向上及び安定性を確保できる社会福祉法人とします。なお、原則的に公設公営方式で運営している保育所については公募による事業者募集を行うこととし、公設民営方式で運営している保育所については現行運営を行っている社会福祉法人に移管するものとします。

### (3) 民営化移行期間及び民営化までの流れ

公設公営保育所の民営化の場合、発表から民営化実施までの期間に、民営化移行準備として、保護者説明会、事業者選定、市・当該保育所の保護者代表・事業者による三者懇談会、合同保育を行うとともに移管後は必要に応じ市が定める期間内で移管法人と協議の上、引継ぎ保育を行います。

#### 【民営化までの流れ】



## 5. 民営化等実施計画

### (1) 実施方針

全ての公立保育所について「民営化」・「統廃合」・「公設公営」等の方針を示します。

### (2) 実施計画の期間

この実施計画の期間は、平成29年度から平成32年度までを1期、平成34年度から平成36年度までを2期とします。

### (3) 各保育所の実施計画

保育所名	実施予年度 及び方針	方針の内容
相楽保育園	平成36年度を目途に機能変更	子育て世代包括支援センターに機能変更。
清水保育園	平成36年度から機能付加	子育て世代包括支援センターとして機能付加。
木津保育園	平成32年度から民営化	量の見込み、施設規模、保育サービスの充実等の観点から民営化を行う。
相楽台保育園	平成31年度統廃合	近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、兜台保育園に統廃合する。
木津川台保育園	平成32年度から民営化	量の見込み、施設規模、保育サービスの充実等の観点から民営化を行う。
兜台保育園	平成31年度から民営化	民間法人の委託実績等を考慮し平成31年度から民間法人に移管し民営化。
梅美台保育園	平成29年度から民営化	民間法人の平成28年度までの委託実績等を考慮し平成29年度から民間法人に移管し民営化。
いづみ保育園	公設公営	地域拠点園として位置付け公設公営保育園から認定こども園へ移行する。
南加茂台保育園	平成36年度統廃合	近接する保育所の保育サービスの状況や距離的要件等を考慮し、いづみ保育園に統廃合する。
やましろ保育園	公設公営	地域拠点園として位置付け公設公営保育園から認定こども園へ移行する。
やましろ保育園分園	平成32年度本園に統合	分園の現況等を考慮し本園に統合。
梅美台（木津）保育園分園	平成32年度から機能変更	他の子育て支援拠点施設として活用を検討する。

#### (4) 計画終了後の公立・私立園の配置図



#### (5) 民営化移行後の市の関与

##### ① 移行後の保育内容の確認等

市は事業者による保育内容を逐次確認するとともに、問題が生じた場合には調整に入り、必要な改善指導を行います。

##### ② 移行後における市の支援

保育の質の維持・向上のため、市は事業者に予算の範囲内で補助金等の面で支援を行います。

##### ③ 評価と情報の公開

事業者に対し、福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を義務付け、第三者の視点により評価を行います。なお評価の結果を公表するなど情報の開示に努めます。

#### (6) 計画の見直しについて

計画の期間中に、関係法令の改正、社会情勢の変化、他の事業計画の状況等により必要に応じて計画の見直しを図ります。